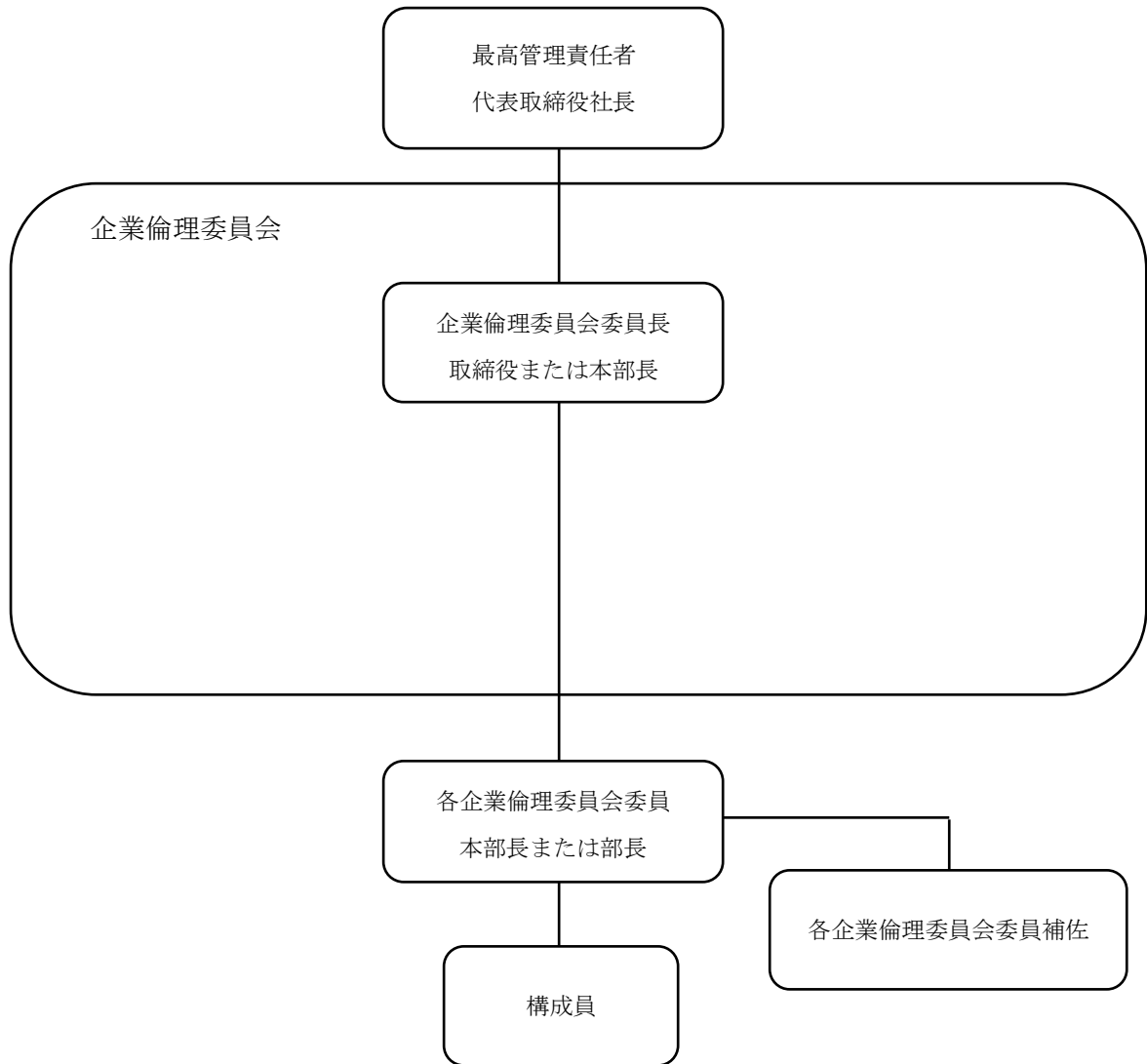


## 研究費等不正使用防止に向けた管理・運営体制



- (2) 最高管理責任者は、代表取締役社長をもって充て、名古屋電機工業全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う。
- (3) 企業倫理委員会委員長は、競争的資金等の管理・運営（不正使用に係る調査を除く。）について最高管理責任者から実務上の責任と権限を委任されるものとする。
- (4) 企業倫理委員会委員は、本部または部の長をもって充て、部等における競争的資金等の管理・運営について、部局全体を統括する責任と権限をもつものとする。
- (5) 企業倫理委員会委員は、前号の業務を補佐させるため、必要によっては企業倫理委員会委員補佐を置き、部内の課長をもって充てることができる。